

青森県報

第三千六百四十一号

平成二十五年

一月十六日
(水曜日)

目次

告示

道路の区域の変更……………(道路課)…一

公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課)…二

右 同……………(同)…二

右 同……………(同)…二

地籍調査の成果の認証……………(農村整備課)…三

建設業者の許可の取消し……………(東青地局)…三

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県 道	山田鶴田線	北津軽郡鶴田町大字廻堰字下野尻一三三から 北津軽郡鶴田町大字木筒字星田四〇三の一まで	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米元二二三の一から 北津軽郡鶴田町大字木筒字星田三六五の一まで	前	一・一・〇〇メートルから 二・八・〇〇メートルまで	三、〇五八・〇〇メートル		
				前	二・二・〇〇メートルから 二・五・〇〇メートルまで	四、一三二・五〇メートル		
				後	二・二・〇〇メートルから 二・五・〇〇メートルまで	四、一三二・五〇メートル		

告示

青森県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年二月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

右	同	右	同	右	同	右	同
……………	……………	……………	……………	……………	……………	……………	……………
(県南地域局)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)
……………	……………	……………	……………	……………	……………	……………	……………
四	四	三	三	三	三	三	三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人セーフティネットあおもり

三 代表者の氏名

沼田 徹

四 主たる事務所の所在地

青森市長島二丁目一九の一

五 定款に記載された目的

この法人は、児童、障害者、高齢者等の福祉サービス利用者の権利擁護と地域生活支援を目的とした活動、知識経験の交流、ネットワークの構築をはかり、福祉の質向上の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どもよりみち

三 代表者の氏名

林 光能

四 主たる事務所の所在地

三沢市中央町一丁目八の三九

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市及び周辺市町村の住民と児童に対して、日本古来の伝統文化の振興や普及啓発及び三沢米軍基地に在在の諸外国人との国際交流を図る事業を行うことによつて、児童の健全育成と豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもり新鮮組

三 代表者の氏名

對馬 倫一

- 四 主たる事務所の所在地
青森市新町二丁目六の二七
- 五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、まちづくり・環境保全・福祉の増進・社会教育の推進に関する事業を行い、地域住民が真の豊かさを感じ、自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

地籍調査の成果の認証

弘前市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十五年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
弘前市	下湯口	扇田、村元

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 トリガー企画
- 二 氏名 鹿内 繁喜
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字蛭沢五九の三一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一〇〇四五二号
- 五 取消年月日 平成二十四年十二月十一日

- 六 取消しに係る建設業の許可
内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十四年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社セーフティサービス
- 二 代表者の氏名 井上 康弘
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字矢田前字本泉二二の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一〇〇三二〇号
- 五 取消年月日 平成二十四年十二月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
平成二十四年十一月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社前田工務店

二 代表者の氏名 前田 明賢
 三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字月見野三六〇の三
 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第九〇三七号
 五 取消年月日 平成二十四年十二月十九日
 六 取消しに係る建設業の許可
 建築、石、鋼構造物、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十四年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成二十五年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社前田工務店
 二 代表者の氏名 前田 明賢
 三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字月見野三六〇の三
 四 許可番号 青森県知事許可(特 二四)第九〇三七号
 五 取消年月日 平成二十四年十二月十九日
 六 取消しに係る建設業の許可
 土木、とび・土工、ほ装工事業に係る特定建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十四年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成二十五年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 斎藤建材
 二 氏名 斎藤 義人
 三 主たる営業所の所在地 平川市尾崎浅井一六八の二
 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第二〇〇四七九号
 五 取消年月日 平成二十四年十二月十日
 六 取消しに係る建設業の許可
 土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十四年九月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭